

## 核燃料物質使用変更承認申請に関する説明資料

京都大学複合原子力科学研究所

### ・特別核燃料貯蔵室の変更について

#### ①平和の利用の目的以外に利用されるおそれがないことの説明

申請書の「使用の目的」に下記の説明を追記する。

「本核燃料物質の払出に関しては、わが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省（DOE）に引渡す。なお、払出の際には、事業所外運搬の法規に基づき実施する。」

#### ②管理区域の設定に関する変更

初回申請にて変更していた管理区域に関する内容については、実施しない。

### ・臨界集合体棟の変更について

#### ①基準規則との適合

令41条非該当施設に対する基準規則に沿った記載になるよう順次変更案の修正中。

### ・次回以降について

修正案については、今月中を来週中を目途に作成し、送付する。

以上